

2026年 月潟まつり フリーマーケットスペース 出店者募集要領

1. 出店概要

(1) 出店日 ・令和8年6月27日(土)～ 令和8年6月28日(日)

出店可能時間：6/27(土) 13:30～21:30

6/28(日) 10:00～21:30

(2) 出店区画

| ①小区画 | ②大区画 |
|--|-----------------------|
| 間口 1.0～2.0m×奥行 1.8mまで | 間口 2.0～4.0m×奥行 1.8mまで |
| <ul style="list-style-type: none">・販売台や商品等はすべて営業区画内に収めること。・テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品は各自用意すること。・照明の準備はありませんので必要に応じて用意すること。・火気を使用する場合は必ず消火器を備え付けること。(家庭用は不可)・移動式販売車の出店区画はありません。 | |

(3) 出店場所

・新潟市南区月潟地区商店街

(4) 出店区画数 約10区画

※申請が出店区画数を上回った場合は、地元商店会、出店日数を考慮し主催者が出店者を選定します。

(5) 販売品目

- 飲食物(保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示のあるもので、出店時調理を伴わないもの)
- 飲食以外の物販(衣料品、手芸、アクセサリなど)
- アルコール類の販売はできません。

(6) 出店手数料

- 出店手数料 小区画：1,500 円
 大区画：2,000 円

2. 出店手続き

(1) 申請資格

① 出店者等は、新潟市南区に在住している方または新潟市南区に主たる事業所等を有する方に限ります。

② 出店者等及び営業補助者（従事者）または自社ならびに自社の役員及び関係者等が、反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する以下の暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員

- ・暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という）

- ・暴力団、暴力団員または密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかな者

- ・暴力団、暴力団員または密接関係者と同一生計にある者

- ・暴力団、暴力団員または密接関係者が関与している団体等に加入していることが明らかな者

- ・出店の許可を得ようとする者が、みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、暴力団等反社会的勢力に金品を供与する者

③ 業務従事者の雇用は労働基準法等関連法令を遵守してください。

④ 月潟まつり開催の趣旨に賛同し、募集要領、注意事項、反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書等を精読し遵守できる者

⑤ 上記①～④の全てに該当し、かつ、各規定を遵守し月潟まつり実施協議会（以下「実施協議会」）に積極的に協力すること。

(2) 申請上限

- ・出店責任者（1者（社））につき、1店舗に限る。また、出店品目、火気の使用等申請内容の変更については5/14（木）までに、実施協議会へ報告すること。違反があった場合、当該申請者のすべての出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。※申請後の出店責任者及び従事者の変更、追加は一切認めません。

・許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与することは禁止です。

(3) 申請書類

- ① フリーマーケット出店許可申請書（申請書）
- ② 従事者一覧表
- ③ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書
- ④ 本人確認書類（出店責任者及び従事者）

(4) 出店申請書類の提出期限 ・令和8年4月6日（月）※必着

(5) 申請方法 ・月潟まつり実施協議会（新潟市南区産業振興課 内）へ必要書類一式を郵送 または 持参

※上記以外の方法での申し込みは不可とします。

【宛先】 〒950-1292 新潟市南区白根 1235 番地 （新潟市南区役所産業振興課 内）
月潟まつり実施協議会 フリーマーケット受付担当 宛

不備等の際はご連絡いたしますが、申し込み締切日までに連絡がつかない場合には、取り消しになることがありますのであらかじめご了承ください。

3. 出店許可

(1) 出店の可否および出店区画の決定

- ① 実施協議会において申請内容を確認のうえ、申請書に記載された事項について警察署へ照会を行い、出店資格の有無を確認します。
- ② 出店希望者数が出店区画数を上回る場合は、地元商店会、出店日数等を考慮し主催者が出店者を選定します。

この結果、出店いただけない場合には、令和8年5月中旬に「出店（従事者）不採用通知書」を送付します。

- ③ 実施協議会で出店内容を確認し、出店場所を決定いたします。

※出店可否及び出店場所の結果に対する質問、異議等の問い合わせについては原則禁止とします。

※出店場所決めの結果により、隣同士で販売品目の類似や重複が発生する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※出店場所決めの結果により、調理ブースと雑貨販売等が近距離で出店する可能性があります。その場合は互いに配慮し各自で対策を行ってください。それによるいかなる損害も補填いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※出店辞退等で区画に空きが出た場合であっても、補充は行いません。

④ 申請者が「反社会的勢力」に該当しないことが確認され、かつ申請資格に合致し、出店を認める場合、令和8年5月中旬に「フリーマーケット出店許可通知書兼出店許可証引換書」を郵送します。

(2) 申請変更について

・ 出店責任者・代表責任者及び従事者の変更は「フリーマーケット出店許可申請書」提出締切日以降いかなる理由がいかなる場合においても一切認めません。

・ 以下の変更があった場合には、「フリーマーケット出店許可申請書記載事項変更届」を5/14（木）までに提出してください。以降の変更は原則認めません。

- ・ 出店品目の変更
- ・ 火気の使用の有無及び燃料の変更

・ 以下の変更があった場合には、「フリーマーケット出店許可申請書記載事項変更届」をただちに提出してください。

- ・ 出店責任者・代表責任者及び従事者の住所、電話番号、メールアドレス等に関する事項
- ・ 本人確認書類等

(3) 出店手数料等の支払

6月27日（土）13:30～14:30に月潟集落開発センター前で実施の出店受付において、「1.出店概要」の「(6) 出店手数料」のとおり納付ください。

・ 納付後、「フリーマーケット出店許可証」をお渡しします。

※出店者の都合また天候その他の要因によりイベントが中止となった場合でも、原則として出店手数料等は返金しませんのでご了承ください。

4. 出店に係る留意事項

(1) 出店時について

・「フリーマーケット出店許可証」は、営業開始までに店舗の見えやすい位置に掲示してください。

(2) 出店者用の駐車場及び交通規制について

・近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車はしないでください。
・原則として、交通規制区間の車両の通行はできません。別紙1「交通規制図」
搬入出は規制外に行い、速やかに移動してください。(露店・フリーマーケット等出店者用駐車場は、新潟みなみ商工会月潟支所脇の市営駐車場です)

(3) 出店時間について

・出店終了時間は以下の通りですので、終了後は速やかに後片づけをお願いします。

出店可能時間

出店可能時間：6/27（土）13：30～21：30

6/28（日）10：00～21：30

(4) 火気使用器具等の設置基準・留意事項について

・火気使用器具を使用する場合は新潟市火災予防条例および以下の内容を遵守し、火災予防に十分注意すること。

・出店者の過失により火災が発生した場合は、出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

【発電機関係】

- ・燃料の取扱いに十分注意すること。
- ・メーカーの取扱説明書に従うこと。

【消火器について】

・火気器具等（発電機を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられているため、必ず用意すること。

※開設前に消防署員が消火器の確認を行います。

- ・消火器は確実に操作できるよう、取扱い訓練を行うこと。
- ・消火器は事前に次の3点を確認し、確実に初期消火ができるようにしておくこと。

① 検定品であること。 ② メーカーで推奨する設計標準使用期限内であること。 ③ 腐食、亀裂または破損等がないこと。

(5) ゴミの搬出・処分について

・ゴミ等は、道路や側溝、公共施設、周辺民家の敷地、公園、駐車場等へは絶対に廃棄しないこと。

・ゴミは各自、実施協議会が指定する回収場所に搬出してください。回収業者によりゴミと判断されるもののみ回収されます。

・分別方法等については6/27（土）の出店受付で配布される注意事項をご確認ください。

※回収していない物を放置した場合は、不法投棄とみなし、関係機関に通報し、次回以降の出店を認めない場合があります。

(6) 電気について

・電源は、事務局の指示において使用してください。

・発電機を使用する際は4.出店に係る留意事項（4）火気使用器具等の設置基準・留意事項についてを確認の上使用してください。

(7) 水道について

・月潟集落開発センターに水道の設置がありますが、必要に応じて用意するなど個別に対応ください。

(8) 貸出物について

・備品の貸出しは行いませんので、出店に必要な物品は出店者において用意してください。

(9) 衛生・原状回復について

【ゴミ処分関係】

・出店場所は、出店者が責任をもって清掃し、地先に迷惑をかけないようにしてください。

・出店の際のゴミは、必ず、透明の袋に、燃えるゴミ・鉄・ガラスの3種類にそれぞれ分け入れ、袋口を強く縛り、最寄りのゴミ集積所の脇に出してください。（ゴミ集積所には入れないでください）

・店舗でゴミ箱を来場者に見やすい位置で設置を行い、来場者（自店で購入の無い方も含む）のゴミの回収をしてください。

【衛生面】

- ・食品は保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示を記載したものに限ります。
- ・アルコール消毒液などを備え、提供品などを清潔に扱い、従事者の手洗いなどを慣行してください。
- ・会場内及びその周辺の排水溝、私有地、道路、公共施設などにゴミなどを廃棄しないでください。
- ・各日出店終了後は、出店区画内及び区画周辺の清掃をお願いします。出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃をしてください。出店者が発生させたゴミでなくても清掃にご協力ください。

(10) イベントおよびフリーマーケット開設の中止・変更について

- ・荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情により、やむを得ず中止または内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(11) 補償、返金について

- ・イベントおよび開設中止・変更に伴い、出店手数料等の返金や販売機会損失への補償、仕入れや開設準備にかかった費用に対する補填等の対応は、いかなる場合もいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・天候等により出店に不具合が生じた場合にあっても返金・補償はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(12) その他注意事項

- ① 出店を希望する場合は、必ず本要領を全て確認のうえ、2. 出店手続き (3) 申請書類に定める内容を提出してください。提出書類にご記入いただいた場合、要領ならびに反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書の内容に同意いただいたものとします。
- ② 申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店をお断りする場合があります。
- ③ 公序良俗に反するものは禁止です。
- ④ 許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与、交換することは禁止です。
- ⑤ 当日は、必ず実施協議会および管理者の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。

主催者、警察、消防、保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。

交通規制があっても、緊急車両の通行場合があります。その指示に従って速やかに対応ください。また、金曜日にはスクールバスが通行しますのでご注意ください。

- ⑥ 近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車は厳禁です。
- ⑦ 販売は出店場所内のみで行ってください。
- ⑧ 出店にかかる盗難・紛失・事故については、主催者は一切責任を負いませんので、出店者の責任において管理してください。
- ⑨ 事故・トラブル等があった場合は、出店者の責任において誠実に対処してください。本イベントにおける、出店先の大半は私有地貸していただいていますので、地先とトラブルになることがないように、配慮し、特に次の事項について行わないよう注意してください。
 - ・地先の水道、電気等を無断で使用する
 - ・出店場所を変更する
 - ・地先の敷地内に無断で駐車する、物を置く、花壇等を移動させる
 - ・道路上に駐車する
 - ・ゴミや吸い殻のポイ捨て
 - ・その他、地先・近隣住民への迷惑行為
- ⑩ 開設終了時刻は、本要領を確認のうえ、時間を厳守してください。
- ⑪ 店舗内や周辺での喫煙は禁止いたします。喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮してください。
- ⑫ 指定された出店区画をはみ出ることのないようご注意ください。
- ⑬ 記録等のため写真撮影いたします。
- ⑭ 店舗の装飾、販売品等は地震、突風などにより、転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように養生するなど安全を確保してください。
- ⑮ 出店責任者はその責任において必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補填に備えてください。
- ⑯ 禁止事項や募集要領に反する行為をはじめ主催者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、いかなる損害も補償いたしません。
- ⑰ 出店区画に不具合が生じるなど主催者の都合により、区画を移動していただく場合があります。
- ⑱ 出店料以外はいかなる名目でも金銭の支払いをしないこと
- ⑲ このほか注意事項については、6/27 配布の注意事項をよく読み厳守すること。

5. 応募から出店までのスケジュール

1 出店申請・出店許可等の手続

① 出店申請書類の提出

令和8年4月6日（月）※必着

② 実施協議会は申請書類を受理し、内容を確認します。

③ 「反社会的勢力」の有無の確認のため、申請書に記載の内容を警察へ照会します。

④ 出店希望者数が出店区画数を上回る場合は、地元商店会、出店日数等を考慮し主催者が出店者を選定します。

⑤ 実施協議会で出店内容を確認し、出店場所を決定いたします。

⑥ 申請者が「反社会的勢力」に該当しないことが確認され、かつ申請資格に合致している場合で、出店が認められた場合、「フリーマーケット出店許可通知書兼出店許可証引換書」を、出店いただけない場合には、「出店（従事者）不採用通知書」を送付します。（令和8年5月中旬頃）

2 受付・出店手数料の支払い・出店

① 出店受付

受付日時：6月27日（土）13:30～14:30

受付場所：月潟集落開発センター前

月潟集落開発センターに駐車場はございませんのでお車の際は、新潟みなみ商工会月潟支所駐車場等をご利用ください。

※受付の際は、必ず「フリーマーケット出店許可通知書兼出店許可証引換書」および出店責任者の本人確認書類を持参してください。



② 出店手数料の支払い

- ・ 出店受付時に「1.出店概要」の「(6) 出店手数料」のとおり納付ください。
- ・ 納付後、「フリーマーケット出店許可証」をお渡しします。



③ 出店・営業開始

- ・ 6月27日（土）13：30～
- ・ 「フリーマーケット出店許可証」は、営業開始までに店舗の見えやすい位置に掲示してください。



④ 営業終了・撤収

- ・ 営業終了は6月28日（日）21:30です。
- ・ 終了後は速やかに撤収してください。
- ・ 各日の撤収時間は1.出店概要をご確認ください

6. 問い合わせ先

月潟まつり実施協議会 フリーマーケット受付担当 宛

〒950-1292 新潟市南区白根 1235 番地（新潟市南区役所産業振興課 内）

TEL：025-372-6505

平日 8：30～17：30